

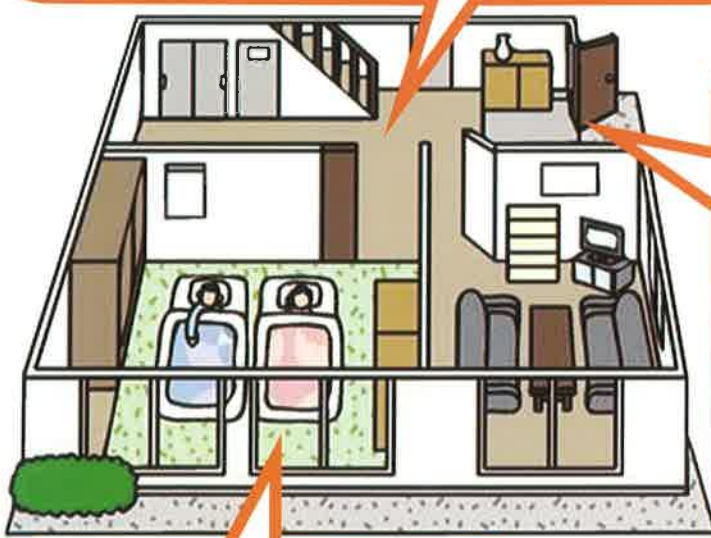
民泊を営まれる皆様へ

民泊利用者の安全を確保するために 消防法令に適合することが必要です

以下のような消防用設備等が必要となる場合があります。
民泊を営まれる方で消防法令の確認をされていない方は、
管轄の消防署に確認又は相談をお願いします。

自動火災報知設備

火災にいち早く気づくことが何より重要です。
煙や熱を感知し、ベルなどで火災があった
ことを知らせ、いち早く避難を行うために
自動火災報知設備を設置する必要があります。



誘導灯

初めて建物を利用する方は、火災時に
どこに避難すべきかわかりません。
避難口や通路に誘導灯を設置する
必要があります。



防災物品

カーテンやじゅうたんは、防災性能
(火災の発生防止、延焼拡大の抑制)
を有する防災物品を使用する必要
があります。



HELP ME!!

消防法令に適合していない状態で民泊を開始した場合は

- 火災が発生しても、火災警報が鳴らない、消火器がない、避難口がわからない等により、初期消火や避難が遅れる危険性があります。
- 消防用設備等や防火管理体制に不備があり、消防署から行政指導を受けたり、行政処分の対象となる可能性があります。